

**改正**

平成15年3月6日規則第22号

平成24年3月30日規則第47号

鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則をここに公布する。

鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成12年3月条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 削除

(学校等)

**第3条** 条例第8条第2項に規定する規則で定める施設は、開発区域の境界線又は建築物の敷地境界線からの水平距離が100メートルの範囲内にある次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設のうち児童を通わせるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める施設

(紛争調整の申出)

**第4条** 紛争当事者は、条例第11条第1項又は第2項に規定する紛争の調整の申出をするときは、紛争調整申出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(あっせんの開始等)

**第5条** 市長は、条例第11条第1項又は第2項の規定によりあっせんを行うこと又はあっせんを行わないことを決定したときは、あっせん決定通知書（第2号様式）により当該申出をした者及びその相手方に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

**第6条** 市長は、条例第12条の規定によりあっせんを打ち切るときは、あっせん打ち切り通知書（第3号様式）により、前条の規定によりあっせんの決定の通知をした者に通知するものとする。

(委員会の会長及び副会長)

**第7条** 鎌倉市建築等紛争調停委員会（以下「委員会」という。）に会長及び副会長を置き、委員

の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

**第8条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
ただし、調停案の作成は、全会一致で決する。

(小委員会)

**第9条** 小委員会の委員は、委員会の委員のうちから案件ごとに会長が指名する。

- 2 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 3 前条の規定は、小委員会の会議について準用する。

(委員の除斥)

**第10条** 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、議事に加わることはできない。

- (1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、紛争当事者又は法人である紛争当事者の代表者であり、又はあったとき。
- (2) 委員が紛争当事者の4親等内の血族、3親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあったとき。
- (3) 委員が紛争当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- (4) 委員が紛争について紛争当事者の代理人であり、又はあったとき。

(庶務)

**第11条** 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(委任)

**第12条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(調停の申出)

**第13条** 紛争当事者は、条例第14条第1項又は第2項に規定する調停の申出をするときは、調停申出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(調停の開始等)

**第14条** 市長は、条例第14条第1項又は第2項の規定により調停を付託すること又は調停を付託しないことを決定したときは、調停決定通知書（第5号様式）により当該申出をした者及びその相手方に通知するものとする。

（調停案受諾の勧告等）

**第15条** 小委員会は、条例第15条第3項の規定により調停案の受諾の勧告をするときは、調停案受諾勧告書（第6号様式）により、前条の規定により調停の開始の通知をした者に通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた者は、調停案を受諾するか否かについて調停案受諾勧告に対する回答書（第7号様式）を指定された日までに小委員会に提出しなければならない。

（調停の打ち切り）

**第16条** 小委員会は、条例第16条第1項の規定により調停を打ち切るとき又は同条第2項の規定により調停を打ち切られたものとみなすときは、調停打ち切り通知書（第8号様式）により、第14条の規定により調停の開始の通知をした者に通知するものとする。

（あっせん又は調停の参加等）

**第17条** あっせん又は調停に参加することができる者は、当該申出をした者又はその相手方とする。

2 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該申出をした者又はその相手方のうちから代表者を選任するよう求めることができる。

（あっせん又は調停のための要請）

**第18条** 市長は、条例第18条の規定によりあっせん又は調停のため必要と認める措置を採ることを要請するときは、措置要請書（第9号様式）により行うものとする。

（その他の事項）

**第19条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

付 則（平成15年3月6日規則第22号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日規則第47号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。